

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐる保存委員会

## 第5回戦略・漁業管理作業部会会合報告書

2018年3月6-8日  
オーストラリア、キャンベラ

## 第5回戦略・漁業管理作業部会

2018年3月6-8日

オーストラリア・キャンベラ

### 議題項目 1. 開会

#### 1.1. 歓迎の辞及び参加者の紹介

1. イアン・トンプソン氏（オーストラリア）が第5回戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）会合の議長を務めることが確認された。トンプソン氏は、オーストラリアへの訪問及び本会合への参加について、参加者を歓迎した。
2. メンバーは会合へのそれぞれの代表団を紹介した。会合の参加者リストは別紙1のとおりである。

#### 1.2. 議題の採択

3. 議題は別紙2のとおり採択された。
4. 会合の文書リストは別紙3のとおりである。

#### 1.3. 会議運営上の説明

5. 事務局長は、会議運営上のアレンジメントについて説明した。

### 議題項目 2. 新たな管理方式の望ましい挙動及び仕様に関する検討

6. オペレーティング・モデル及び管理方式に関する技術会合の議長であるアナ・パルマ博士は、著者を代表して、「*SBTの新たな管理方式の開発における望ましい挙動及び仕様*」に関する文書 CCSBT-SFM/1803/04 を説明した。パルマ博士のプレゼンテーションでは、CCSBTにおける現行の管理方式（MP）に関する背景情報を提示するとともに、今なぜCCSBTにおいて新たなMPが必要となっているのかを説明し、CCSBTの新たな候補管理方式（CMP）の開発に当たってSFMWGにどのような助言を求めているのかについて概説した。
7. パルマ博士は、本会合で示される指針はCMP試験の第一ラウンドの際に利用される予定であり、管理目標の最終的な選択や、最終的なMPの特性の決定を行うものではないと述べた。
8. さらに、SFMWGによって提示される助言は、拡大委員会が望む可能性がある管理目標のレンジを網羅するものとすべきであることが留意された。これはすなわち、そのレンジの範囲内での様々な管理目標に対して

参考となる結果を示し得るということであり、CCSBT 25においてECがその管理目標を改良することを可能とするということを意味する。

## 2.1. 管理目標に関する最初の議論

9. 大部分のメンバーは、「産卵親魚資源量を、最大持続生産量（MSY）を生産する資源量水準以上とする」ことをSBT漁業に関する長期目標とすべきとの見解であった。また一部のメンバーは、MSYとは一定のものではなく、管理上の観点からは、初期産卵親魚資源量の特定のパーセンテージとして固定する方がより実際的な目標と考えられると述べた。このパーセンテージは、 $SSB_{MSY}/SSB_0$ の比率の平均として表すことができる。
10. メンバーは、初期産卵親魚資源量（ $SSB_0$ ）の20%という現行の暫定再建目標が達成された後、2035年以降に資源量がこの水準を下回ることはないという可能性が非常に高いことに合意した。
11. 精力的な議論を経て、会合は、CMP試験の第一ラウンドに用いる以下の目標に合意した。
  - 資源量水準は、 $SSB_0$ の0.25、0.30、0.35及び0.4としてチューニングを行う。
  - CMPは、チューニングを行う資源量水準を50%の確率で達成するように調整される。
  - CMPのチューニング上の達成期間は2035年までとするが、期間が短すぎたり、初期の結果が計算上不安定又は不適切であるような場合は、資源予測が2045年まで延長されることを踏まえ、オペレーティング・モデル及び管理方式（OMMP）に関する技術会合として、達成期間を5年又は必要な期間まで増加させることとする。
  - 全てのCMPは、2035年までに $SSB_0$ の20%の水準を少なくとも70%の確率で達成するという現行の目標を達成すべきである。
12. CMP試験を目的として上記の目標に合意するに当たり、計算上の実務面について、OMMPが探求するオプションの数を限定する必要性が認識された。その結果として、各オプションについて一つの優先軸（目標チューニング資源量水準）を変動させ、他二つの主要軸（資源量水準の達成確率及び達成期間）については一つの値の固定することが合意された。オプションに高いチューニング資源量水準を含めることにより、チューニングで用いた（固定の）達成確率よりも高い確率を設定した場合の結果についても推測が可能となる。同様に、特定の達成期間について資源予測が提示された後に、より短い（又はより長い）達成期間における達成確率についても推測できるものと考えられる。このことにより、MP試験の第二ラウンドにおいて特定及び評価されるオプションのレンジを絞り込むことが可能となる。

13. さらに、目標資源量に達した後の CMP の挙動を精査することができるようにするための診断ツールとして、資源予測は 2035 年以降の 10 年間まで実施すべきことが合意された。

## 2.2. 新たなパラメータ、望ましい特性及びパフォーマンス評価に関する検討

14. 会合は、文書 CCSBT-SFM/1803/04 において提示されたパフォーマンス統計について検討した。EC はこれらのパフォーマンス統計全てについて検討する必要はないこと、及び専門家がこれらの統計を詳細に精査し、EC に対して提示すべき最も関連性の高い統計を選択することが留意された。
15. 漁獲量のパフォーマンス評価に関して、会合は、漁獲量の平滑さ（年ごとの漁獲量の変動が平均的に小さいこと）、及び TAC 増加後に大幅な TAC 減少が求められる状況の回避が特に重要であることに合意した。
16. 文書 CCSBT-SFM/1803/04 の 17 ページ及び 18 ページに列記されたパフォーマンス測定について、全般的な合意があった。しかしながら、「SSB パフォーマンス」統計にいくらかの変更がなされ、SSB パフォーマンス統計を以下のとおりとすることが合意された。
  - $SSB_0$  に対する、中期的な産卵親魚資源量
  - 現在の資源量に対する、短期的及び中期的な産卵親魚資源量
  - 現在の資源量に対する、産卵親魚資源量の最小値
  - チューニング年において現在の資源量を上回る計算の割合
  - SSB のパーセンタイル下限（10 番目）は継続的に増加（2013–2035 年における減少はなし）
  - $t$  年（例えば 10 年間）における SSB のパーセンタイルの下限（10 番目）
  - 2035 年までの暫定再建目標（すなわち 2035 年までに  $0.2 SSB_0$  を上回る再建軌道が少なくとも 70 % の確率で計算されること）の達成確率
  - 2035 年以降のいずれかの年において  $0.2 SSB_0$  を下回る確率
  - 計算の結果、70 % の確率で  $0.2 SSB_0$  への到達が計算される年
  - $SSB_{MSY}$  に到達する年の中央値
  - 2035 年以降の 10 年間で  $SSB_{MSY}$  を上回る確率

## 2.3. 既存の仕様及び特性のレビュー

17. 会合は、現行の MP で採用されている 3 年間のクォータブロックを維持するという文書 CCSBT-SFM/1803/04 の提案に合意した。
18. また会合は、新たな MP による最初の TAC 決定が 2020 年 10 月に行われること、またその決定は 2021 年、2022 年及び 2023 年漁期の TAC を提示するものとなることに合意した。2020 年 10 月 1 日及び 2020 年 12 月 1 日

からそれぞれの漁期が開始されるニュージーランドとオーストラリアの両国にとっては、TAC 決定の遅れが、特に TAC の削減を求める決定が為された場合に重大な問題となることが認識された。新たな MP による 2 回目以降の TAC 勧告においては、TAC 勧告と当該 TAC の実施との間に追加的に 1 年間のギャップが置かれるため、この問題は生じない。例えば、新たな MP が 2024 年から 2026 年までの TAC を勧告するのは 2022 年となる。

19. バリ方式の MP 試験の一環として、最大の TAC 変更幅を 3,000 トン又は 5,000 トンとした場合の影響が調査されたことが留意された。その結果は、2011 年の拡大科学委員会 (ESC) 会合報告書別紙 9 の表 2 のとおりである。これらの試験結果は、2 期連続又は 4 期連続の TAC 増加の後に TAC が減少する頻度は、3,000 トンを最大変更幅とした場合よりも、5,000 トンを最大幅とした場合の方が高くなることを示唆した。
20. CMP の挙動と、特に連続的な TAC 増加の後に TAC が減少する頻度 (2011 年 ESC 報告書別紙 9 の表 2) について探求するため、現行のデフォルトである最大変更幅 3,000 トンに加えて、最大 TAC 変更幅の様々な制限について精査したいとの希望があった。まず最初に 2,000 トン、3,000 トン及び 4,000 トンの最大 TAC 変更幅について精査し、その結果がそれぞれを比較するに十分な差異を示さなかった場合には、いくつかのシナリオに対して最大 TAC 変更幅を 5,000 トンとする設定を追加する予定である。試験の第一ラウンドに含めるシナリオの総数を管理するためには、必ずしも、最大 TAC 変更幅の各水準が再建チューニングクライテリアの全レベルに組み合わせて適用される必要はないと考えられる。OMMP 作業部会は、この第一ラウンドにおいて、最大 TAC 変更幅の各水準について試験するために適当なシナリオを判断する予定である。

#### 2.4. 考え得るリスクに関する検討

21. オーストラリアは、SBT 2 歳魚の加入量を推定するためのパイロット遺伝子標識放流プロジェクトが現在進行中であると説明した。同プロジェクトによる最初の推定資源量は、2018 年前半の CCSBT 科学データ交換において利用可能となる予定である。本研究から得られた予備的な結果は、この作業に先立って行われた設計研究において想定された結果と一貫している。
22. 事務局及びメンバーは、パイロット遺伝子標識放流プロジェクトに対するオーストラリアの財政支援、2017 年及び 2018 年の長期的遺伝子標識放流プロジェクトに対する欧州連合による財政支援、及びこれらに対する CSIRO の共同出資、プロジェクトに参画している業界 3 社による協力に対して多大なる感謝を表した。
23. 新たな MP の開発において考え得るリスクの一つは、遺伝子標識放流調査によって適切な推定値が提供されるかどうかであることが認識された。

24. CSIRO の科学者及びオーストラリアは以下を確認した。
- パイロット遺伝子標識放流プロジェクトは、現在までのところ成功を収めており、大規模な組織生検及び遺伝子の処理に伴うロジスティクスが実施可能であることは実証されている。
  - 必要なデータが収集されないというリスクはないようである。
  - 遺伝子標識放流による資源量の推定手法は、SBT への標識装着数が不十分であっても、目標とする変動係数を達成できるよう、収穫時に追加的な SBT サンプルを収集することが可能であるため、航空目視調査に比べていくらかのメリットがある。
  - 将来において、推定資源量の計算を妨げる問題が生じるいくらかのリスクは常にある。
  - 新たな MP へのソースデータにデータ点の欠落があった場合は、例外的状況が発動される。
  - こうした状況が発生した場合、採るべき対応を決定するためのメタルールプロセスに従うこととなるが、一つのデータ点の欠落が、TAC 勧告を行うために MP を用いることの妨げとはならない可能性が高い。
25. ニュージーランドは、リスクを低減するための一つの戦略は可能な限り速やかに資源を再建することであり、資源規模が大きくなればリスクは低くなると述べた。
26. 日本は、遺伝子標識放流データを取り入れた結果としてオペレーティング・モデルが当てはまらなくなるリスクがあるのかどうかについて質問した。科学諮問パネルは、遺伝子標識放流データがモデルを不安定にすることは想定されないので、そうした状況が起こる可能性は低いことを確認した。科学諮問パネルは、ESC が、SBT のほとんどは産卵可能となる前に収穫されることから頑健かつ漁業とは独立した加入量の推定値が必要であると強く勧告していることを指摘した。
27. CSIRO は、遺伝子標識放流はオペレーティング・モデルによる直近の推定加入量と一貫した加入資源量の推定値を生成するというのが当初の示唆であったと述べた。しかしながら、遺伝子標識が装着されたタイムシリーズの推定値がはえ縄 CPUE との比較に利用可能となるまでには、さらに数年を要する。
28. また CSIRO は、他の新データセット（近縁遺伝子データ）がオペレーティング・モデルに取り入れられており、また CMP での利用向けにも利用可能であると述べた。近縁遺伝子データの利用可能性に伴って考え得るリスクは、他のタイムシリーズに伴うリスクと同様である。
29. ESC は、ESC が特定したリスクとそれらに対応するために考え得る最良のオプションについて、EC に対して引き続き助言を行うべきであることが合意された。

## MP の開発

30. 議長は、代替的な CMP の開発を検討しているメンバーがあるかどうかを質問した。オーストラリア及び日本の両国は、CMP の開発を検討していると述べた。
31. 科学諮問パネルは、他のメンバーに対し、CMP の開発プロセスに参加するよう奨励するとともに、科学諮問パネルがプロセスの最初から参加することができるよう、関心を有するメンバーはパネルに対してできるだけ速やかに連絡するよう要請した。こうした共同作業は、メンバー横断的に技術面でのキャパシティを高める素晴らしい機会である。
32. 科学諮問パネルは、OMMP 技術会合が 2018 年 6 月 18–22 日にシアトルで開催予定であることを確認した。参加者は、それぞれの CMP を会合に持ち込むか、又は他メンバーから提出された CMP に対するフィードバックを提供することができることが明確化された。

## 2.5. CCSBT 漁業管理計画

33. 議長は、以前にニュージーランドが CCSBT の漁業管理計画 (FMP) 案の作成を申し出ていたものの、CCSBT 24 においては FMP の策定に強い支持がなかったことを指摘しつつ、本議題項目について紹介した。この議題項目は、近い将来において FMP を策定したいとの意思があるのかどうかを確認すべく、欧州連合によって議題に追加されたものであった。
34. CCSBT の漁業管理に関する統合的な情報を FMP として統合することは有益と考えられるものの、現時点では優先度の高い事項ではないとするコンセンサスがあった。FMP の策定については、さらなるリソースが利用可能となるまで、又は FMP が必要とされるような水準まで CCSBT の管理取決めが複雑化するまでは保留できるものとされた。
35. ニュージーランドは、新たな MP を開発する作業が進行中であり、またこれから検討する国別配分量及び ERS 戦略など、あらゆることが FMP に影響を与えることから、FMP の策定を先送りすることにはいくらかのメリットがあると述べた。

## 議題項目 3. 将来的な漁獲枠配分モデル (特に新メンバーに関する配分方法) のレビュー

36. ニュージーランドは、将来における新メンバーへの国別配分に関する詳細なメカニズムの策定に関する文書 CCSBT-SFM/1803/05 を説明した。ニュージーランドは、非メンバー国が漁獲実績を積み上げ、またそうした実績に基づいて国別配分量を要求してくるリスクがあること、及び事前に配分ルールを策定しておくことができれば新規加盟国に関するリスクを軽減でき、また大きな確実性を与えることができることを述べた。またニュージーランドは、将来的に TAC が増加されるならば、CCSBT として新規加盟国について検討するよい機会であると述べた。ニュージー

ランドは、CCSBT に対し、将来における新メンバーへの国別配分について、受動的にではなく能動的に対処すべきであると提案した。

37. CCSBT が TAC の国別配分に適用する詳細な配分ルールを事前に策定することについてのコンセンサスはなかった。他のメンバーの見解は以下のようなものであった。
- 新たなメンバー／協力的非加盟国（CNM）に対する国別配分量についてはケースバイケースで検討すべきであり、また新メンバー／CNM は、同国が漁業に参加するというコミットメントを明らかにする必要がある。
  - 新たな国別配分は、余剰の漁獲枠が利用可能である場合（例えば TAC が増加する際）にのみ行われるべきであり、既存のメンバーの国別配分量の削減によって行われるべきではない。
  - 新たなメンバー／CNM に備えるためのクォータの留保枠を設けることは、漁業に参加する関心は有しないのに留保されているクォータを得ることのみを目的として CCSBT に参加するという悪い意味でのインセンティブを生み出す可能性があることから、望ましいこととは考えられない。
  - 現行のクォータブロックの期間内に新たな国別配分を提供する必要性は認識されないものの、現在 SBT を漁獲している可能性がある国が特定された場合には、将来的に国別配分を要望することが可能と考えられる。
  - クォータの留保枠に関しては、次の TAC 決定が予定されている 2020 年に検討することができる。
38. さらに、欧州連合は、EU としてかなりの期間において漁業に参加してきており、また科学に対して貢献してきたのであるから、新メンバーが欧州連合よりも高い国別配分量を認められることは受け入れられず、もしそうする必要があるのであれば EU の国別配分量もそれに応じて増加させることを望むと述べた。

#### **議題項目 4. 生態学的関連種に関する CCSBT のプロセス**

##### **4.1. ERS に関する CCSBT のビジョンにかかる検討**

39. オーストラリアは、生態学的関連種に関する CCSBT のビジョンについて検討した文書 CCSBT-SFM/1803/06 (Rev.1) を説明した。
40. 大部分のメンバーは、ERSWG が効果的でなかったことに合意した。
41. メンバーは、CCSBT 条約は ERS に関する措置を可決する権限を与えているのかどうかについて議論した。本件についてコンセンサスには達しなかったが、CCSBT は（その条約上は）ICCAT 及び IOTC と同様の状況にあること、及びそれらの両 RFMO は ERS に関する措置（例えば海鳥混獲緩和措置）も採択していることが留意された。また、SBT 漁業は



ICCAT、IOTC 及び WCPFC の条約水域において行われること、及びこれらの RFMO は ERS に関する措置を採択しており、これら RFMO のメンバーとなっている CCSBT メンバーはそれぞれの措置を遵守する義務を負っていることを踏まえつつ、CCSBT が混獲緩和措置を採択する必要性についても検討された。この点についてもコンセンサスには至らなかった。

42. 二つのメンバーは、SBT 船団が海鳥に対して認識すべき大きなリスクをもたらしているのであるから、他のまぐろ類 RFMO の措置への追加的な措置を検討することが重要であるとした。さらに、これらのうち一つのメンバーは、SBT 漁業に関連する ERS 問題については CCSBT の中で検討することが適当であると指摘した。
43. 別のメンバーは、他の RFMO は、ACAP 及びバードライフ・インターナショナルの海鳥専門家の協力を得て既にそうしたリスクについて検討し、関連措置を導入しているものであり、またこうした問題は関連海域を管轄する RFMO の場において引き続き検討されていくはずであるとした。
44. 会合は、他のまぐろ類 RFMO と努力を重複させることなく CCSBT メンバーに対して法的拘束力のある ERS 措置を実施する一つの方法として、CCSBT メンバーに対して関連するまぐろ類 RFMO の ERS 措置に従うことを義務付ける CCSBT 決議の創設が考えられることに合意した。CCSBT 25 における検討に向けて、欧州連合及びニュージーランドがこのような提案を作成することが合意された。日本は、この提案について前向きに検討していく考えであるが、日本の最終的なポジションは法的な精査を含む国内協議の結果次第であると述べた。

#### 4.2. 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) の付託事項 (役割及び権限の範囲) 及び優先課題のレビュー

45. 事務局は、生態学的関連種作業部会 (ERSWG) の付託事項 (ToR) の改正案を提示した文書 CCSBT-SFM/1803/07 を説明した。
46. ToR 改正案の検討では、ERSWG によって維持されるべき「関連種」のリストに関する提案、改正 ToR では現在の ERSWG の参加者とは別のスキルセットを有する参加者を求めるかどうか、漁業管理に対する生態系ベースのアプローチを ToR に追加すべきかが焦点となった。会合はこれらに関してコンセンサスには達しなかったため、その代わりに、技術的修正に限定した ToR 改正案を勧告することに合意した。勧告された ToR の技術的修正は別紙 4 のとおりである。
47. さらに、メンバーがこの勧告 ToR 改正案へのさらなる修正を提案することができるように事務局からメンバーに対して別紙 4 の ToR を回章すること、及び事務局から CCSBT 25 に対し、メンバーから提出された修正案を取りまとめた文書を提出することが合意された。

48. ERSWG の当初の ToR のパラグラフ 1 が意味するところについて相当の議論があった。この部分は ERSWG が実際は ESC の補助機関であることを意味しているのか、又は、ERSWG は ESC に対してコメントを行う機会を設けるために ESC に報告書を提供した上で EC に対して報告を行うとの意味であるのかについて、その解釈の合意には至らなかった。これまでの CCSBT の運用では、ERSWG は EC に対して直接報告を行っている（また、ESC に対して ERSWG 報告書へのコメントを行う機会を提供している）。一部のメンバーは、CCSBT においては、他のまぐろ類 RFMO での運用、すなわち ERS 問題を扱う作業部会は科学委員会に報告した上で、その後に（科学委員会が）委員会に報告するという運用に従うべきであるとした。過去の運用が正しかったのかどうかについての合意はなかった。別紙 4 の ToR 改正案では、本件については当初の ToR と同様の曖昧さが残されており、これの解決のためにはさらなる検討が必要である。

#### 4.3. ERS 勧告の実施状況のレビュー

49. 事務局は文書 CCSBT-SFM/1803/08 を紹介した。EC は、CCSBT 24 において、事務局が ERS 勧告の実施状況に関する机上レビューを実施すること、またこれにはメンバーが記入する質問書の送付を含むことができることに合意した。また CCSBT 24 は、事務局に対し、CC を通じて EC にこれを示すべく、質問書に対する回答結果をとりまとめるよう要請した。この議題項目では、質問書がメンバーによる回答を求めて配布される前に、メンバーからこれに対するコメントを行う機会を提供した。
50. 会合は、質問書がメンバーによる回答を求めて配布される前に、以下の修正を施すことに合意した。
- 法的拘束力のないまぐろ類 RFMO の要件（例えば「すべきである」、又は「可能な場合は・・・するものとする」といった文言の要件）については灰色表記とし、これら法的拘束力のない要件に関する回答の提出については任意とする。
  - 質問書第 2 セクションの「要件の実施日」は削除する。
  - 要件の実施に関するメンバーの国内文書に関する情報の提供は、本質問書では要請しない。
51. 要件の遵守状況を検討する必要性に関して、いくつかの強い見解が表明された。しかしながら、要件の遵守状況に関する推定パーセンテージ、遵守状況の推定値に関する自信の度合い、又は関連する RFMO による遵守状況の評価結果に関する第 2 セクションの質問を保持することについてはコンセンサスがなかった。よって、これらの質問は質問書には含まれない。
52. 会合は、質問書は毎年ベースで実施されるべきものではないこと、また本件は一度限り、又は不定期の調査のいずれかとされるべきであることに合意した。

## 議題項目 5. 遵守委員会の形式及び機能に関するレビュー

53. ニュージーランドは本件について紹介し、メンバーに対し、現在の遵守委員会会合のアレンジメントがそのニーズを適切に満たしているのかどうか、また将来的にはより大きなメリットにつながるような代替的なアレンジメントがあり得るかどうかを検討するよう要請した。
54. ニュージーランドは、現状のアレンジメントにおける二つの主な課題を述べた。
  - 遵守委員会への参加者は、多くの場合、拡大委員会への参加者の一部で構成されており、それ故に、遵守に特化した担当者が出席することが減多にない。
  - 合同オペレーション／取締りのロジといった、より実務的な作業の調整を行う機会を逸している。
55. ニュージーランドは、措置の遵守状況の評価（現状行われているもの）といった一部のコンポーネントについては引き続き EC 会合直前の遵守委員会会合に残しておくことは有益であるが、より専門的な遵守事項について検討するための専門家による遵守小作業部会を別の機会に招集することも有益と考えられると提案した。
56. 他のメンバーは、遵守委員会は効果的に機能していると指摘するとともに、ロジ上、及び予算上の制約から現状の会合のアレンジメントを維持するのが望ましいと表明した。
57. 遵守委員会議長は、未考慮死亡量の推定、リスク分野に関連する新技術、又は eCDS の開発といった特定の課題を検討するため、専門家による遵守ワークショップを臨時に開催することは有益と考えられると提言した。
58. メンバーは、遵守委員会会合を EC の開催日から引き離すことについては合意しなかったが、必要に応じて専門家遵守作業部会を臨時開催することについては支持した。
59. ニュージーランドは、CC 13 及び CCSBT 25 においてメンバーが検討することができるよう、臨時の専門家遵守会合に関する提案を作成する予定であり、こうした提案により究極的には遵守委員会の技術面での負担を軽減できる可能性があるとして述べた。

## 議題項目 6. その他の事項

60. その他の事項はなかった。

## 議題項目 7. まとめ

### 7.1. 会合報告書の採択

61. 報告書が採択された。

### 7.2. 閉会

62. 会合は、2018年3月8日午前11時54分に閉会した。

## 別紙リスト

### 別紙

1. 参加者リスト
2. 議題
3. 文書リスト
4. 生態学的関連種（ESC）作業部会付託事項改正案

参加者リスト  
第 5 回戦略・漁業管理作業部会会合

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>CHAIR</b>								
Ian	THOMPSON	Mr	First Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62724	623	Ian.Thompson@agriculture.gov.au
<b>COMPLIANCE COMMITTEE CHAIR</b>								
Frank	MEERE	Mr			Australia			fmeere@aapt.net.au
<b>ADVISORY PANEL</b>								
Ana	PARMA	Dr		Centro Nacional Patagonico	Puerto Madryn, Chubut Argentina	54 2965 45102	54 2965 45154	parma@cenpat.edu.ar
James	IANELLI	Dr		REFM Division, Alaska Fisheries Science Centre	7600 Sand Pt Way NE Seattle, WA 98115 USA	1 206 526 6510	1 206 526 6723	jim.ianelli@noaa.gov
<b>MEMBERS</b>								
<b>AUSTRALIA</b>								
Gordon	NEIL	Mr	Assistant Secretary	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62725	863	Gordon.Neil@agriculture.gov.au
Jenny	BALDWIN	Ms	A/g Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62723	756	Jenny.baldwin@agriculture.gov.au
Neil	HUGHES	Mr	Assistant Director	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62716	306	neil.hughes@agriculture.gov.au
Simon	NICOL	Dr	Director	Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Sciences	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62724	638	Simon.Nicol@agriculture.gov.au
Bertie	HENNECKE	Dr	Assistant Secretary	Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Sciences	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62724	277	Bertie.Hennecke@agriculture.gov.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
Heather	PATTERSON	Dr	Scientist	Australian Bureau of Agricultural and Resource Economics and Sciences	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 2 62722 4612		Heather.patterson@agriculture.gov.au
Campbell	DAVIES	Dr	Principal Research Scientist	CSIRO Marine and Atmospheric Research	GPO Box 1538, Hobart, Tasmania 7001	61 3 62325 222		Campbell.Davies@csiro.au
Rich	HILARY	Dr	Principal Research Scientist	CSIRO Marine and Atmospheric Research	GPO Box 1538, Hobart, Tasmania 7001	61 3 62325 222		Rich.hilary@csiro.au
Ann	PREECE	Ms	Fisheries Scientist	CSIRO Marine and Atmospheric Research	GPO Box 1538, Hobart, Tasmania 7001	61 3 62325 222		ann.preece@csiro.au
Matt	DANIEL	Mr	Manager	Australian Fisheries Management Authority	Box 7051 Canberra BC, Canberra ACT 2610	61 2 62255 338		Matthew.daniel@afma.gov.au
Samantha	MAHOOD	Ms	Policy Officer	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 6272 3074		Samantha.Mahood@agriculture.gov.au
Tobias	HANSON	Mr	Legal Adviser	Department of Agriculture and Water Resources	GPO Box 858, Canberra, ACT 2601	61 6271 6319		Tobias.Hanson@agriculture.gov.au
Brian	JEFFRIESS	Mr	Chief Executive Officer	Australian SBT Industry Association Ltd	PO Box 416, Fullerton, SA, 5063, Australia	61 (0)419 840 299		austuna@bigpnd.com
Terry	ROMARO	Mr	Managing Director	Ship Agencies Australia	PO Box 1093, Fremantle, WA, 6160, Australia	61 8 9335 5499		terryromaro@aol.com
Andrew	WILKINSON	Mr	General Manager	Tony's Tuna International P/L	Pine Freezer Road, Port Lincoln, 5606, SA	61 (0) 8 8682 2266		andrew@tonystuna.com.au

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>EUROPEAN UNION</b>								
Orlando	FACHADA	Mr	Head of EU Delegation	European Union	Rue de la Loi 200 (J99-3/46), Belgium	32 2299 0857		Orlando.Fachada@ec.europa.eu
Hilario	MURUA	Dr	Principal Researcher	AZTI Marine Research Division	Herrera Kaia, Portualdea z/g Pasaia Gipuzkoa 20110 Spain	34 667 174 433		hmurua@azti.es
<b>FISHING ENTITY OF TAIWAN</b>								
Ted Tien-Hsiang	TSAI	Mr	Senior Technical Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 900	886 2 23327 396	tehsiang@ms1.fa.gov.tw
An-Chiang	HUANG	Mr	Specialist	Fisheries Agency of Taiwan	8F., No.100, Sec. 2, Heping W. Rd., Zhongzheng Dist., Taipei City 100, Taiwan (R.O.C.)	886 2 23835 891	886 2 23327 396	anchiang@ms1.fa.gov.tw
Sheng-Ping	WANG	Dr	Professor	National Taiwan Ocean University	2 Pei-Ning Road, Keelung 20224, Taiwan (R.O.C.)	886 2 24622 192	886 2 24636 834	wsp@mail.ntou.edu.tw
Kuan-Ting	LEE	Mr	Secretary	Taiwan Tuna Association	3F-2, No.2, Yu Kang Middle 1st Rd, Kaohsiung, Taiwan (R.O.C.)	886 7 84196 06	886 7 83133 04	simon@tuna.org.tw



First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>JAPAN</b>								
Shingo	OTA	Mr	Councillor	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3591 2045	81 3 3502 0571	shingo_ota810@maff.go.jp
Ryo	OMORI	Mr	Assistant Director	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	ryo_omori330@maff.go.jp
Chiaki	YAMADA	Ms	Section Chief	Fisheries Agency of Japan	1-2-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-8907	81 3 3502 8459	81 3 3502 0571	chiaki_yamada060@maff.go.jp
Tomoyuki	ITO	Dr	Group Chief	National Research Institute of Far Seas Fisheries	5-7-1 Orido, Shimizu Shizuoka 424-8633	81 54 336 6000	81 543 35 9642	itou@affrc.go.jp
Kiyoshi	KATSUYAMA	Mr	Adviser	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2-chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	katsuyama@japantuna.or.jp
Yuji	UOZUMI	Dr	Advisor	Japan Tuna Fisheries Cooperative Association	31-1, Eitai 2 Chome, Koto-ku, Tokyo 135-0034, Japan	81 3 5646 2382	81 3 5646 2652	uozumi@japantuna.or.jp
Michio	SHIMIZU	Mr	Executive Secretary	National Ocean Tuna Fishery Association	Coop Bldg 7F, 1-1-12, Uchikanda, Chiyoda-ku, Tokyo 101-8503	81 3 3294 9634	81 3 3294 9607	mic-shimizu@zengyoren.jf-net.ne.jp
<b>NEW ZEALAND</b>								
Arthur	HORE	Mr	Manager, Offshore Fisheries	Ministry for Primary Industries	17 Maurice Wilson Ave PO Box 53030 Auckland Airport Auckland 2022	64 9 820 7686	64 09 820 1980	Arthur.Hore@mpi.govt.nz
Dominic	VALLIÈRES	Mr	Manager, Highly Migratory Species	Ministry for Primary Industries	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526, Wellington 6140	64 4 819 4654	64 04 819 4632	Dominic.Vallieres@mpi.govt.nz
Sophie	KALDERIMIS	Ms	Legal Adviser	Ministry of Foreign Affairs and Trade	195 Lambton Quay, Wellington, 6011	021 538 920		Sophie.kalderimis@mfat.govt.nz

First name	Last name	Title	Position	Organisation	Postal address	Tel	Fax	Email
<b>SOUTH AFRICA</b>								
Qayiso	MKETSU	Mr	Deputy Director	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 21402 3048	27 21402 3734	QayisoMK@daff.gov.za
Henning	WINKER	Dr	Scientist: Large Pelagics	Department of Agriculture, Forestry & Fisheries	Private Bag X2, Vlaeberg, 8018, Cape Town, Republic of South Africa	27 2140 2 3515		HenningW@daff.gov.za

### INTERPRETERS

Kumi	KOIKE	Ms						
Yoko	YAMAKAGE	Ms						
Kaori	ASAKI	Ms						

### CCSBT SECRETARIAT

Robert	KENNEDY	Mr	Executive Secretary					rkennedy@ccsbt.org
Akira	SOMA	Mr	Deputy Executive Secretary					asoma@ccsbt.org
Susie	IBALL	Ms	Compliance Manager		PO Box 37, Deakin West ACT 2600 AUSTRALIA	61 2 6282 8396	61 2 6282 8407	siball@ccsbt.org
Colin	MILLAR	Mr	Database Manager					CMillar@ccsbt.org
Melanie	BACHELOR	Ms	Administrative Officer					sec@ccsbt.org

**議題**  
**第 5 回戦略・漁業管理作業部会会合**  
**2018 年 3 月 6 - 9 日**  
**オーストラリア、キャンベラ**

1. 開会
  - 1.1 歓迎の辞及び参加者の紹介
  - 1.2 議題の採択
  - 1.3 会議運営上の説明
2. 新たな管理方式の望ましい挙動及び仕様に関する検討
  - 2.1 管理目標に関する最初の議論
  - 2.2 新たなパラメータ、望ましい特性及びパフォーマンス評価に関する検討
  - 2.3 既存の仕様及び特性のレビュー
  - 2.4 考え得るリスクに関する検討
  - 2.5 CCSBT 漁業管理計画
3. 将来的な漁獲枠配分モデル（特に新メンバーに関する配分方法）のレビュー
4. 生態学的関連種に関する CCSBT のプロセス
  - 4.1 ERS に関する CCSBT のビジョンにかかる検討
  - 4.2 生態学的関連種作業部会（ERSWG）の付託事項（役割及び権限の範囲）及び優先課題のレビュー
  - 4.3 ERS 勧告の実施状況のレビュー
5. 遵守委員会の形式及び機能に関するレビュー
6. その他の事項
7. まとめ
  - 7.1 報告書の採択
  - 7.2 閉会

文書リスト  
第5回戦略・漁業管理作業部会会合  
(SFMWG 5)

**(CCSBT-SFM/1803/)**

1. Provisional Agenda
2. List of Participants
3. List of Documents
4. Desirable Behaviour and Specifications for the Development of a New Management Procedure for SBT. Campbell Davies, Ann Preece, Richard Hillary and Ana Parma (SFMWG Agenda Item 2)
5. (New Zealand) Review of Future Allocation Model – New Members (SFMWG Agenda Item 3)
6. (Australia) Consideration of the CCSBT's vision in relation to Ecologically Related Species (Rev.1) (SFMWG Agenda Item 4.1)
7. (Secretariat) Terms of reference of the Ecologically Related Species Working Group (ERSWG) (SFMWG Agenda Item 4.2)
8. (Secretariat) Review of the implementation of the Recommendation on ERS (SFMWG Agenda Item 4.3)

**(CCSBT-SFM/1803/Rep)**

1. Report of the Twenty Fourth Annual Meeting of the Commission (October 2017)
2. Report of the Twelfth Meeting of the Compliance Committee (October 2017)
3. Report of the Twenty Second Meeting of the Scientific Committee (September 2017)
4. Report of the Eighth Operating Model and Management Procedure Technical Meeting (June 2017)
5. Report of the Twelfth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (March 2017)

生態学的関連種作業部会の付託事項

(第 2 回年次会合 (1995 年 9 月 ~~12-15 日~~) で採択)  
(第 25 回年次会合 (2018 年 10 月) で改正)

生態学的関連種（ERS）作業部会  
付託事項

1. 生態学的関連種作業部会（**ERSWG**）は、**拡大**科学委員会を經由して、**拡大**委員会に対し報告する。**拡大**科学委員会は、**ERSWG生態学的関連種作業部会**の報告書について**拡大**委員会に対しコメント（助言及び勧告を含む。）を提出することができる。
2. みなみまぐろ（**SBT**）と関連を有する種（生態学的関連種）に関する問題について、特に以下に關係する情報及び助言を提供すること。
  - a) **SBT**漁業の操業により影響を受ける可能性のある種（魚類及び非魚類双方）
  - b) **SBT**の資源状態に影響を与える可能性のある**SBT**を補食する生物及び**SBT**のえさとなる生物
3. (a) 上記 2 a) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
  - (i) 生態学的関連種の資源生物学
  - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与える要因の特定
  - (iii) 生態学的関連種に対する**SBT**及びその他の漁業が与える影響、並びに影響全体に対する**SBT**及びその他の漁業の影響の比率の評価
  - (iv) 生態学的関連種に対する影響を最小化するための**SBT**漁業の漁具及び操業上の観点からの修正(b) 上記 2 b) で特定された種については、傾向をモニターし、現存する情報及び関係調査をレビューすることとし、これには以下についての研究を含むが、これらに限られない。
  - (i) 生態学的関連種の生物資源学
  - (ii) 生態学的関連種の資源に影響を与えている要因の特定
  - (iii) 生態学的関連種が**SBT**の資源状態に与える影響の評価
4. 調査の優先順位についての勧告及びそれらの調査の推定経費を含む、上記 2 で特定された種及び問題に関するデータ収集計画及び調査計画について勧告を提供すること。
5. 生態学的関連種に対する**SBT**漁業の影響を最小化するための措置についての助言を提供することとし、これには漁具及び操業の修正を含むが、これらに限られない。
6. 生態学的関連種の保存と管理を促進する可能性のあるその他の措置についての助言を提供すること。
7. この付託事項をレビューし、適当な場合にはその改正を**拡大**委員会に勧告すること。

8. データの取扱い基準（付属文書 1）の規定に従って、ERS生態学的関連種に関するデータ収集及び分析について、関係する専門家、科学者（拡大委員会のメンバー条約の締約国、及びその他）及び政府間機関並びに非政府機関と協力し、連絡をとること。
9. 特定の問題に関する拡大委員会からの助言要請に答えること。

生態学的関連種（ERS）作業部会  
付託事項

付属文書 1 生態学的関連種（ERS）作業部会のためのデータの取扱い基準

1. データ及び標本の収集

- a) ERSWG作業部会は、必要な情報についての勧告、並びに関連するデータ及び標本の収集方法についての助言を提供する。
- b) ERSのデータ及び標本の収集は、拡大科学委員会及び各国の関係する当局のものと整合性のとれた、合意されたデータ収集プロトコールに従わなければならない。
- c) ERSのデータ及び標本の収集は、船舶の安全及び順調な操業の障害となるような形で実施されてはならない。

2. データ及び標本の管理

- a) ERSWG作業部会は、データの使用及び配布について、CCSBTの「CCSBTによって収集されたデータの保護、アクセス及び伝達に関する手続規則」を順守厳格な秘密性を確保するための手続きを使用しなければならない。
- b) 別途合意しない限り、公海上で収集された標本は、旗国であるメンバーにより保持されるものとする。そのような旗国は、他の興味を持つ科学者によるERSの標本へのアクセスを容易にしなければならない。
- c) ERSWG作業部会の参加者は、ERSに関するデータ及び標本を共有することにより、相互の作業を援助しなければならない。

3. データ及び標本の分析

拡大委員会に代わってのデータ及び標本の分析は、拡大委員会のメンバー条約締約国の科学者及びERSWG作業部会が指定するその他の関係する専門家により実施することができる。

4. 分析結果の検討

この基準により収集されたデータ及び標本を使用した分析結果は、データ及び標本を提供した拡大委員会のメンバー締約国の同意なしには公表されない。